

1. 構成費目の内容

(1) 直接人件費

直接人件費は、交通誘導警備業務に従事する者（以下「交通誘導警備員」という。）の**人件費であって、労働者が負担する保険料を含みます。**

(2) 間接人件費

間接人件費は、**交通誘導警備員の雇用に伴って必要となる、法定福利費の事業主負担額、労務管理費、安全対策に要する安全費、安全訓練費等**です。

(3) 一般管理費等

交通誘導警備業務を処理する警備会社における経費等のうち直接人件費、間接人件費以外の経費。一般管理費等は**一般管理費及び付加利益**からなります。

① 一般管理費

一般管理費は、交通誘導警備業務の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含みます。

② 付加利益

付加利益は、当該業務を実施する警備会社を、継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息及び割引料、支払保証料、その他の営業外費用等を含みます。

(4) 消費税相当額

消費税相当額は、消費税相当分とします。

2. 各構成費目の算定

(1) 直接人件費

直接人件費は、「国土交通省公共工事設計労務単価」及び「安全費の積上げ項目による交通誘導員の積算」等を参考に各社で算定するものとします。

(2) 間接人件費

間接人件費は、「国土交通省参考公表：建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示（試行）」を適用して算定するものとします。

$$(\text{間接人件費}) = (\text{直接人件費}) \times (\text{間接人件費率})$$

(3) 一般管理費等

一般管理費等は、次式により算定した額です。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{直接人件費} + \text{間接人件費}) \times (\text{一般管理費等率})$$

(4) 消費税相当額

消費税相当額は、警備料金に消費税率を乗じて得た額です。

